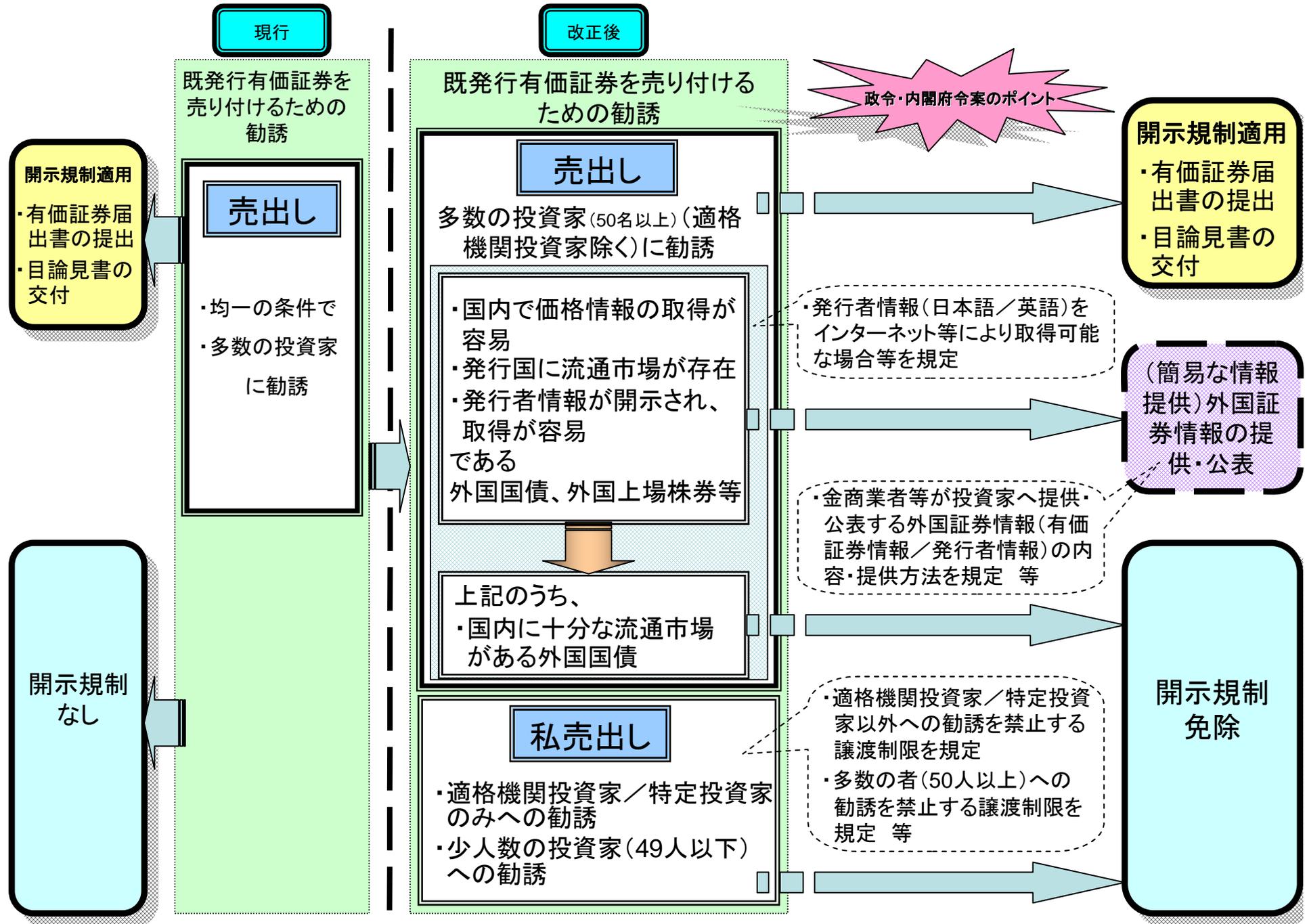


平成21年金融商品取引法改正等に係る 企業内容等の開示制度における内閣府令案等の概要

平成21年11月

金融庁総務企画局企業開示課

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し



社債等の発行登録制度の見直し

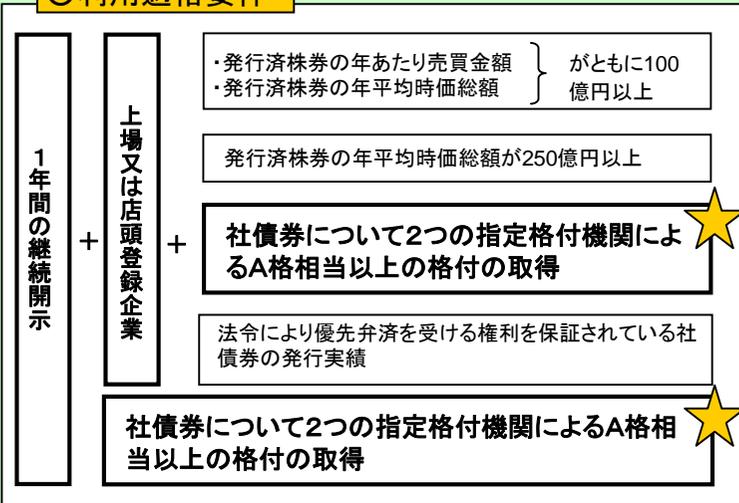
○発行登録制度

有価証券の募集・売出しについて、有価証券届出書の提出に代えて、発行する有価証券の種類、発行予定額、発行予定期間(1・2年間)等を記載した発行登録書をあらかじめ提出し、発行時に発行条件のみ記載した簡易な発行登録追補書類を提出する制度

現 行

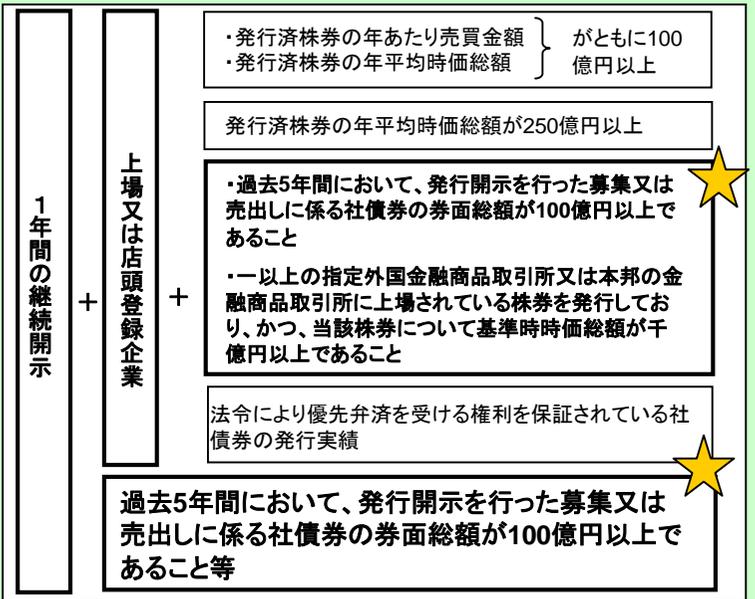
見直し案

○利用適格要件



内閣府令案
のポイント

格付の公的利用
の見直し



○発行登録制度の対象有価証券

株券+社債券等+投資証券(REIT)

○発行内容

発行登録書の記載事項として発行予定額・総額を記載

内閣府令案
のポイント

発行登録制度をより
利用しやすく

株券+社債券等+投資証券(REIT) +SPCが発行する特定社債券等

★ プログラムアmount方式を採用することにより、発行登録書に発行残高の上限を記載できることとする。

★ ※プログラムアmount方式:発行登録書に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額の増額を認める方式。

投信目論見書の見直し

投資信託証券

交付目論見書・・・販売等の際、あらかじめ又は同時に交付することを義務付け。

請求目論見書・・・投資者の請求があったときには、直ちに交付することを義務付け。

現行

交付目論見書

【証券情報】

- ・ファンドの名称
- ・発行(売出)価格
- ・申込期間 等

【ファンド情報】

- ・ファンドの性格
- ・投資方針
- ・投資リスク
- ・手数料等及び税金 等

請求目論見書

【ファンドの詳細情報】

- ・ファンドの沿革
- ・ファンドの経理の状況 等

内閣府令案 のポイント

交付目論見書について、投資家にとって特に重要な投資情報であると考えられる情報を読みやすく、利用しやすい形で提供するとともに、請求目論見書については、記載内容を有価証券届出書と同じとし、幅広い情報を提供。

投資者にとって分かりやすく、
利用しやすい投信目論見書へ

見直し案

交付目論見書

- ①委託会社等の情報
- ②ファンドの目的・特色
- ③投資リスク
- ④運用実績
- ⑤手続・手数料等
- ⑥追加的情報

(数ページに)

内閣府令案 のポイント

電子交付をより利用しやすくするため、目論見書の電子交付における顧客の承諾の方法として、電話等による承諾を得ることを可能に。

請求目論見書 〇〇ファンド

〇〇アセットマネジメント